

散岐地区同和教育推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、散岐地区同和教育推進協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、散岐地区公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、明るい地域づくりをめざし、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するための同和教育を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 同和教育の調査研究・推進
- 2 住民への啓発活動
- 3 各種研修会・講演会の開催と派遣
- 4 関係団体との連携
- 5 その他必要と認める事項

(組織)

第5条 本会は、散岐地区住民および本会に賛同する者を会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
同和教育推進員	4名
監 事	2名
幹 事	若干名

(評議員)

第7条 本会の評議員は、次の役職をもってあてる。

- 1 各部落長
- 2 人権擁護委員、民生児童委員の代表
- 3 老人クラブ等地区内の社会教育団体の長
- 4 小学校長
- 5 小・中学校 PTA 代表
- 6 保育園長
- 7 保育園保護者会代表
- 8 学識経験者

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、同和教育推進員、監事は総会において選出する。
- 2 幹事は会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。補欠または増員によって選出された役員任期は、前任者または現任している役員残務期間とする。

(役員、評議員の任務)

第10条 役員、評議員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長不在または事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 4 同和教育推進員は、同和教育・啓発の推進・運営にあたる。
- 5 幹事は、本会の庶務会計にあたる。
- 6 評議員は、本会の重要事項を審議する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会とし、総会は役員、評議員で構成する。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要と認めるときには臨時に開催することができる。総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業に関する事
- 2 予算および決算に関する事
- 3 役員選出に関する事
- 4 規約の改廃に関する事
- 5 その他必要事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要と認めるとき、臨時招集することができる。役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(経理)

第14条 本会の経理は、助成金・その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成20年4月1日から施行する。(一部変更)